

実質化された人・農地プラン（令和3年度見直し）

市町村名	対象地区名／地域名	当初作成年月	直近の更新年月日
青森市	女鹿沢 (女鹿沢・下十川・増館)	平成25年1月	令和4年3月25日

1. 対象地区の現状

認定農業者により水稲や果樹が栽培されている。水田は基盤整備がされており、認定農業者や集落営農組織を中心に農用地の効率的な利用が図られている。特に、集落営農組織では、転作作物として麦や野菜の集団化により農地が高度利用されている。過去に基盤整備を実施した区域は、道路や水路が狭いほか、排水不良の農地がみられる。また、りんごについては、園地を手放す耕作者の情報が入りづらく、規模拡大の意向のある中心経営体が借入を希望しても木が伐採され、貸借等ができない場合がある。保全会が発足したことにより地域内の耕作者同士のつながりの場ができた一方、地域外からの耕作者が多く、地域内外の耕作者同士のつながりの場がない。

①	地域内の耕地面積	599.4 ha
②	アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	345.7 ha
③	地域内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計	233.6 ha
	1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	85.4 ha
	2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
④	地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	148.3 ha

2. 対象地区の課題

課題	概要
① 担い手同士のつながりに関する課題	地域内外の耕作者同士のつながりの場を設け、地域の共同作業の効率化を図る必要がある。
② 基盤整備に関する課題	大型機械が通行可能な通路や用排水の安定的な確保のため、基盤整備の実施に向けた取組が必要がある。
③ りんご園地の貸借に関する課題	りんご園地を継続的に有効利用するため、園地の貸借希望の情報収集を行う必要がある。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当該地域の農地利用は、本プランに中心経営体として位置づけられた経営体が担い、認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していくほか、関係機関と連携のうえ基盤整備の実施を検討し、農地中間管理機構等を積極的に活用しながら、りんご園地の円滑な貸借を図り、中心経営体へ農地利用を促進していく。

4. 今後の地域農業のあり方（3の方針を実現するために必要な取組に関する方針）

今後は、高付加価値化、法人化、6次産業化、新規就農の受け入れを促進していくとともに、地域の保全会を活用しながら、地域内外の耕作者のつながりの場を設け、地域の共同作業の円滑化を図っていく。また、農地中間管理機構を活用した農地貸借により経営規模の拡大を図るとともに、農地耕作者の貸付意向の早期把握に努め、農業経営の規模拡大につながるよう努める。また、関係機関と連携しながら基盤整備の再実施を検討し、中心経営体への農地利用を促進していく。

5. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数	38経営体
法人	4経営体
個人	34経営体
集落営農（任意組織）	0組織